

太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

## 太田市規則第27号

### 太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（平成17年太田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、届け出ようとする者が、任命権者が指定する電子申請システムにより、届出事項その他の必要な事項を送信した場合は、これを当該届を提出したものとみなす。

第3条第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第15条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条中「こと」の次に「若しくは第17条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第8条第1号中「第15条第8項」を「第15条第9項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 条例第15条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 片道4キロメートル未満 3,000円

- (2) 片道4キロメートル以上6キロメートル未満 4, 300円
- (3) 片道6キロメートル以上8キロメートル未満 4, 500円
- (4) 片道8キロメートル以上10キロメートル未満 5, 000円
- (5) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7, 300円
- (6) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10, 400円
- (7) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13, 500円
- (8) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16, 600円
- (9) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19, 700円
- (10) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22, 800円
- (11) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25, 900円
- (12) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29, 100円
- (13) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32, 300円
- (14) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35, 500円
- (15) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38, 700円
- (16) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42, 200円
- (17) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45, 700円
- (18) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49, 200円

0円

(19) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,70

0円

(20) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,20

0円

(21) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,6

00円

(22) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,

000円

(23) 片道100キロメートル以上 66,400円

第10条第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第17条第1項第2号中「配偶者(配偶者)」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。)(配偶者)」に改め、同条第2項第2号ア中「当該事由の発生等の直前の」を「前項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者の」に改める。

第17条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第17条の2 条例第15条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 在勤公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第13条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第17条の3 条例第15条第5項の規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第17条の4 条例第15条第5項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第18条第4項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に、「除

く。)及び」を「除く。)、」に改め、「その合計額)」を「その合計額)及び条例第15条第5項第1号に定める額」に改める。

第20条第1項中「第15条第7項」を「第15条第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第21条第1項中「第15条第8項」を「第15条第9項」に改める。

第22条第2項中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

別記様式を次のように改める。

# 通 勤 届

年 月 日提出

(任命権者)	所 属 名	
様	所属所在地	

職 名		職員番号		氏 名	
住 居 の 住 所					

次のとおり届け出ます。(下欄の「※ 記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

届 出 理 由	主な理由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 通勤経路、方法又は駐車場等の変更 <input type="checkbox"/> 車種の変更 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等又は駐車場等の負担額の変更	下記事実の発生年月日 年 月 日
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

順路	通勤方法	区 間	片道距離	電車等の場合 (定期等の額)	
1		住居から( 経由) まで	. km	定期	簡月・他 円
2		から( 経由) まで	. km	定期	簡月・他 円
3		から( 経由) まで	. km	定期	簡月・他 円
4		から( 経由) まで	. km	定期	簡月・他 円

自動車の場合	車種		ナンバー		色		
通勤のため駐 車場等を利用 する場合	駐車場等の所在地 (住所)		駐車場等料金		利用形態		
			円		1月払・__簡月払・1回払・その他( )		
				円		1月払・__簡月払・1回払・その他( )	

※ 記入上の注意

- 1 にレ印をすること。
- 2 この届には、通常行っている通勤の方法を記入すること。
- 3 「通勤方法」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車(〇〇線)等を記入すること。
- 4 赤ペン又は赤鉛筆で通勤経路を記入した地図を添付すること。
- 5 電車等の場合には、定期券のコピーを添付すること。
- 6 自動車等の通勤距離が合計2 km以上で自動車等に対する通勤手当が支給される職員で、通勤のため駐車場等を利用する場合には、「通勤のため駐車場等を利用する場合」欄に記入し、契約書、支払時の領収書等のコピーを添付すること。
- 7 「駐車場等料金」欄には、実際に負担する額(駐車の日度その料金を支払う等の場合は1回の利用額)を記入すること。
- 8 変更が生じた場合には、速やかに届け出ること。
- 9 給与条例第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員(異動、養育、介護等に伴う転居により通勤距離が60 km又は通勤時間が90分以上となるなど通勤困難となった者で、有料の道路や新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用することで通勤事情の改善が認められる職員)は、新幹線鉄道等を利用した実際の通勤経路を記入し、続紙(その2)を用いて新幹線鉄道等を利用しない場合の経路も記入し届け出ること。

確認及び決定欄(届出者は、記入しないこと。)					受付	年 月 日
決 定 事 項	支給の始期	距 離	距 離 区 分		通勤手当額	備 考
	年 月	. km	km以上 km未満		円	
決 裁	課 長	係 長	係			

(その2)

給与条例第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員【新幹線鉄道等利用者】

職名		職員番号		氏名	
----	--	------	--	----	--

異動、養育、介護等に伴う転居により、通勤距離が60km又は通勤時間が90分以上となるなど通勤困難となり、有料の道路や新幹線鉄道等を利用することで通勤事情が改善しますので、次のとおり届け出ます。

※ 有料の道路や新幹線鉄道等を利用せず適用を受けない職員は本紙（その2）は提出不要です。

適用区分	<input type="checkbox"/> 1 異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員 <input type="checkbox"/> 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員 <input type="checkbox"/> 3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員 <input type="checkbox"/> 4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員 <input type="checkbox"/> 5 上記3又は4たる職員の要件を欠くに至った職員 <input type="checkbox"/> 6 その他（ ）
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法	区 間	片道距離	電車等の場合（定期等の額）	
1		住居から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
2		から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
3		から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
4		から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
片道の総通勤距離		. km	片道の総所要時間		分

※記入上の注意

- 1 にレ印をすること。
- 2 「通勤方法」欄には、有料の道路や新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車(〇〇線)等を記入すること。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。